

奥富議員の陳情への賛成討論、報告に対する反対討論を紹介いたします。

●賛成討論 陳情第二十一二号について賛成討論原稿

当陳情書は平成20年2月18日に提出されたもので、陳情項目は、1.利用者への生活援助は、日常生活を維持し、自分らしい生活を生き生きと送るためになくはない援助です。今回の事務連絡（通達）を介護サービス事業者、関係団体、利用者等に周知され、利用者が必要な介護が受けられるよう福生市に要請して下さい。2.「介護予防訪問介護サービス」についても同様に、通達を生かし必要なサービスが利用できるよう福生市に要請して下さい。この発端は東京都などいくつかの地方で、「同居家族が居ればヘルパーの家事援助はできない」といった制限が横行し、厚生労働省の資料でも生活援助サービスの量は2006年度は前年度と比較して三分の一も減少しています。当市も同年度決算で、介護サービス等諸費を約1億885万円、第1号被保険者1人当たり月額約883円も余らせていた事実があります。2007年12月20日、厚生労働省は、老健局振興課名で事務連絡を出し、一部自治体のホームヘルパーの生活援助（家事援助）の行き過ぎた規制について不適切とする通知を行いました。この通知のもう少し詳細を紹介すると、「一部の市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられていることから、各都道府県におかれましては、管下の市町村に対して、訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスにおける『同居家族等』については、下記のとおり取り扱いである旨を改めて周知を徹底」するよう求めたものです。つまり、1人暮らしの要介護者・要支援者でなくても、同居家族が障害・疾病や同様のやむを得ない事情であればヘルパーの生活援助（家事援助）は提供できるといふものです。とくに、「同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるということである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。」と、述べている点は大変重要です。厚生労働省は、同居家族が仕事のため利用者が日中1人になる「日中独居」の場合も生活援助が利用できることとしていること。軽度者に対する予防給付も同様です。必要な介護が受けられるように、また家族介護の過酷な現状には限界があることを直視され、福生市が介護の社会化を名実ともに実現していくために努力するよう働きかけをお願いいたしますとしたこの陳情書の意を汲み、市では既に個々の利用者の状況に応じた対応をしているではなく、再度介護サービス事業者、関係団体、利用者等に周知、確認の作業をするなど、直ちに行政に生かしていくべきとの立場から、賛成討論するものであります。

●反対討論 報告第四号について、反対討論原稿

この条例は、国民健康保険に要する費用を、基礎課税額と高齢者の医療確保に関する法律の規程による後期高齢者支援金等に区分し課税する部分と、介護納付金課税額の合算額についてを定める改正であります。あわせて、基礎課税と後期高齢者支援金の合計で、上限税額が6万円値上げとなることも含まれています。

後期高齢者医療制度の最大の問題点は、75歳以上の年齢を重ねたというだけで、別枠の保険制度に囲い込まれ、差別医療を押し付けられることであり、『現代のうば捨て山』というほかない、許しがたい非人間的制度であります。「後期高齢者医療制度」の実態が知られるにつれ、この制度への危惧と批判が急速に広がっているところですが、この制度実施にあたり現役世代と後期高齢者に対立させるよう誘導させるべく、後期高齢者支援金等と新たに負担の区分表示を設けたのが、今回の一部を改正する条例の実際であります。対立の誘導は後期高齢者医療制度の保険料の構造に仕込まれています。1つは、医療給付費の増加です。介護保険料と同じく、「後期高齢者医療保険料」も、患者の増加、重症化、医療技術の進歩などで給付費が増えれば、保険料にはねかえります。いやなら、受ける医療を制限せよということになります。もう1つが、後期高齢者人口増です。新制度は、「後期高齢者が払う保険料の10%、他の医療保険からの支援金が40%、公費が50%」という財源割合でスタートしますが、後期高齢者の人口比率が増加するに依り、「後期高齢者が払う保険料」の財源割合が「12%、15%、さらに」など、自動的に引き上がる仕組みとなっています。そのため、仮に1人あたりの医療給付費が全く増えなかったとしても、保険料は自動的に引き上がることとなります。「これを、避けようと思えば、現役世代の後期高齢者支援金を増やすことになり、当然現役世代と後期高齢者の利害が対立することになります。そもそも、国民健康保険税の財政的危機の最大の原因は、国が国保財政の二分の一負担を、三分の一に勝手に引き下げてしまい、以来、口実にした消費税をあげても、20%の税額控除をなくしても、国の負担はほとんど増やさないで、大企業や大資産家の減税や、むだな大型開発にまわしてしまったことにあります。元官房長官の野中広務さんも、「保険会計だけで考えるからこんなことになる。他にもいろんな無駄遣いがある。自衛隊のイラク派遣やインド洋での給油活動、租税特別措置法なども一旦全て廃止した方がいい。収入の少ないお年寄りからさらに搾り取ることをするなど、人間の尊厳を踏みにじっていますよ。」などと述べています。日本共産党は、後期高齢者医療制度について、このような非人道的な差別医療政策は即時中止・撤回すべきという立場をとっています。あわせて、国の責任を棚上げにしたまま、現役世代と後期高齢者を対立に導き、負担増を強いることとなる、このような姑息な「福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に当然反対であることを表明し、反対討論と致します。